

石川県公報

平成27年10月7日(水曜日)

号 外

(第72号)

目 次

規 則		環境部(水道用水供給事業)	
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人事課) 1	○石川県企業職員の給与に関する規程及び石川県企業職員就業規程の一部改正	4
○石川県処務規程の一部改正	(行政経営課) 1	○石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	4

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十二号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十五年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「介護休暇」の下に「又は特別養子縁組休暇」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

石川県訓令第15号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

平成27年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

第72条の3を第72条の4とし、第72条の2を第72条の3とし、第72条の次に次の1条を加える。

(特別養子縁組休暇の手続)

第七十二条の二 職員は、勤務時間条例第十条の二又は学校職員勤務時間条例第十一条の二の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ特別養子縁組休暇承認請求書(別記様式第一十七号の二の二)により請求しなければならない。

第73条第2項中「第七十二条の二第三項」を「第七十一条の三第三項」に改める。

別表第1第1号の表部長専決事項の欄第3号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

○ 第七十二条の二の規定による部長等の特別養子縁組休暇の承認

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第5号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

○ 第七十二条の二の規定による所属職員の特別養子縁組休暇の承認

別表第2各出先機関の長共通の項第4号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

○ 第七十二条の二の規定による長及び所属職員の特別養子縁組休暇の承認

別記様式第27号の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第27号の2の2(第72条の2関係)

(表)

特別養子縁組休暇承認請求書

年 月 日

石川県知事 様

請求者 所 属 _____

職 _____

氏 名 _____

次のとおり特別養子縁組休暇の承認を請求します。

1 養子となる者	氏 名																
	生 年 月 日	年 月 日 生															
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(以下「職員の勤務時間条例」という。)第10条の2第2項第1号の規定による特別養子縁組休暇の承認																
	<input type="checkbox"/> 職員の勤務時間条例第10条の2第2項第2号の規定による特別養子縁組休暇の承認 <input type="checkbox"/> 週19時間35分(1日3時間55分で週5日)勤務する形態 <input type="checkbox"/> 週24時間35分(1日4時間55分で週5日)勤務する形態 <input type="checkbox"/> 週23時間15分(1日7時間45分で週3日)勤務する形態 <input type="checkbox"/> 週19時間25分(1日7時間45分で2日及び1日3時間55分で1日)勤務する形態 <input type="checkbox"/> 石川県職員等の育児休業等に関する条例第12条各号に定める勤務の形態 ()																
	※ 勤務の日及び時間帯 月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)																
3 請求期間	<input type="checkbox"/> 職員の勤務時間条例第10条の2第2項第3号の規定による特別養子縁組休暇(以下「第3号特別養子縁組休暇」という。)の承認																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">請 求 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時 分</td> <td rowspan="2"> <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時 分</td> </tr> </tbody> </table>		請 求 時 間					午前	時	分	～	時 分	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時	分	～
請 求 時 間																	
午前	時	分	～	時 分	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()												
午後	時	分	～	時 分													
4 備考	年 月 日から 年 月 日まで																

(注) 1 この請求書には、特別養子縁組の成立の請求を行い、養子となる者の監護者として当該養子となる者を監護することを証明するに足る書類(家庭裁判所が交付する特別養子縁組の成立の請求に係る事件係属証明書等)並びに養子となる者の氏名及び生年月日を証明するに足る書類(住民票記載事項証明書等)を添付すること。

2 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「4 備考」欄に必要な事項を記入すること。

3 「請求時間」欄は、特別休暇の育児時間を除いて記入すること。

4 第3号特別養子縁組休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

5 該当する□に、レ印を記入すること。

別記様式第27号の3中「第72条の2関係」を「第72条の3関係」に改める。

別記様式第27号の4中「第72条の2、第72条の3関係」を「第72条の3、第72条の4関係」に改める。

別記様式第27号の5及び別記様式第27号の6中「第72条の2、第72条の3、第73条関係」を「第72条の3、第72条の4、第73条関係」に改める。

別記様式第27号の7中「第72条の2関係」を「第72条の3関係」に改める。

別記様式第27号の7の2中「第72条の3関係」を「第72条の4関係」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

環境部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第2号

石川県企業職員の給与に関する規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第4号）及び石川県企業職員就業規程（昭和46年石川県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

（石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 石川県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下この項において「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」を「」、特別養子縁組休暇（職員が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立の請求を行い、養子となる者の監護者（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第166条第1項の規定により選任された監護者をいう。）として当該養子となる者を監護するため、石川県企業職員就業規程（昭和46年石川県電気事業管理規程第1号）第2条第1項に規定する勤務時間のうち育児休業法第10条第1項各号に掲げるいずれかの勤務の形態における勤務時間を除いた時間について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）を与えられた職員」に改める。

第3条の表備考8(2)中「（昭和46年電気事業管理規程第1号）」を削る。

（石川県企業職員就業規程の一部改正）

第2条 石川県企業職員就業規程の一部を次のように改正する。

第7条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び特別養子縁組休暇」に改める。

第11条の7を第11条の8とし、第11条の3から第11条の6までを1条ずつ繰り下げ、第11条の2の次に次の1条を加える。

（特別養子縁組休暇）

第11条の3 職員の特別養子縁組休暇については、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和32年石川県条例第38号）の規定の例による。

第24条中「（昭和32年石川県条例第38号）」を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十五号

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正）

第一条 石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和二十二年石川県人事委員会

規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の二条を加える。

(特別養子縁組休暇の承認)

第十三条の二 特別養子縁組休暇の承認を受けようとする職員は、養子となる者の監護に関する事項並びに期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、書面によりあらかじめその承認を請求するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(条例第十条の二第二項第一号及び学校職員条例第十一条の二第二項第一号の人事委員会規則で定める日)

第十三条の三 条例第十条の二第二項第一号及び学校職員条例第十一条の二第二項第一号の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の監護する養子となる者が一歳に達する日(以下この条において「一歳到達日」という。)

一 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の監護する養子となる者の一歳到達日以前のいずれかの日において当該養子となる者を監護するために条例第十条の二第二項第一号若しくは学校職員条例第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇(以下この条において「第一号特別養子縁組休暇」という。)又は人事委員会がこれに準ずると認める休暇等(以下この条において「特別養子縁組休暇等」と総称する。)を与えられている場合において当該非常勤職員が当該養子となる者について第一号特別養子縁組休暇を請求しようとする場合(当該第一号特別養子縁組休暇の期間の初日とされた日が当該養子となる者の一歳到達日の翌日後である場合又は当該特別養子縁組休暇等の期間の初日前である場合を除く。) 当該養子となる者が一歳二箇月に達する日

二 一歳から一歳六箇月に達するまでの養子となる者を監護するため、非常勤職員が当該養子となる者の一歳到達日(当該養子となる者を監護する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して与えられた第一号特別養子縁組休暇又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当して与えられた特別養子縁組休暇等の期間の末日とされた日が当該養子となる者の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該第一号特別養子縁組休暇の期間の末日とされた日と当該特別養子縁組休暇等の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該養子となる者の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を第一号特別養子縁組休暇の期間の末日とする第一号特別養子縁組休暇を与えられた非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を第一号特別養子縁組休暇の期間の初日とする第一号特別養子縁組休暇を請求しようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該養子となる者が一歳六箇月に達する日

イ 当該養子となる者について、当該非常勤職員が当該養子となる者の一歳到達日(当該非常勤職員に与えられた第一号特別養子縁組休暇の期間の末日とされた日が当該養子となる者の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において第一号特別養子縁組休暇を与えられている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該養子となる者の一歳到達日(当該配偶者に与えられた特別養子縁組休暇等の期間の末日とされた日が当該養子となる者の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において特別養子縁組休暇等を与えられている場合

ロ 当該養子となる者の一歳到達日後の期間について第一号特別養子縁組休暇を与えることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次に掲げる場合に該当する場合

(1) 当該養子となる者について、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当該養子となる者の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として当該養子となる者を監護している当該非常勤職員の配偶者であつて当該養子となる者の一歳到達日後の期間について常態として当該養子となる者を監護する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

(一) 死亡した場合

- (二) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該養子となる者を監護することが困難な状態になつた場合
- (三) 常態として当該養子となる者を監護している当該非常勤職員の配偶者が当該養子となる者と同居しないこととなつた場合
- (四) 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

(石川県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第二条 石川県職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第二号中「育児休業をいう。以下同じ。」の下に「若しくは第一号特別養子縁組休暇(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下この号において「職員の勤務時間条例」という。))第十条の二第二項第一号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下この号において「学校職員の勤務時間条例」という。))第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇をいう。以下この号並びに次条第四項第二号及び第三号において同じ。」を、「子」の下に「又は第一号特別養子縁組休暇に係る養子となる者」を、「二」をいう。以下同じ。」の下に「若しくは第二号特別養子縁組休暇(職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇をいう。次条第四項第二号において同じ。)」を加える。

第五条の四第四項第二号中「、地方公務員の育児休業等に関する法律」を、「人事委員会が第一号特別養子縁組休暇に準ずると認める休暇等の期間(当該休暇等に係る養子となる者が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)、地方公務員の育児休業等に関する法律」に、「又は法人」を、「法人」に改め、「ものの期間」の下に「又は人事委員会が第二号特別養子縁組休暇に準ずると認める休暇等の期間」を加え、同項第三号中「又は」を「、」に改め、「よる育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)」の下に「又は人事委員会が第一号特別養子縁組休暇に準ずると認める休暇等の期間(前号に掲げる期間を除く。)」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条中「いる職員」の下に「、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)第十条の二第二項第二号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇を与えられた職員」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二次に次の一条を加える。

第五十一条の三 職員に与えられた第一号特別養子縁組休暇(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「勤務時間条例」という。))第十条の二第二項第一号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員勤務時間条例」という。))第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇をいう。以下同じ。)の期間が月の中途において開始し、又は終了した場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

2 月の初日から引き続いて第一号特別養子縁組休暇を与えられている場合において、給料の支給日後に当該第一号特別養子縁組休暇の期間が終了したときは、その月の給料をその際に支給する。

第五十二条第二項中「石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に、「石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)」を「学校職員勤務時間条例」に改め、「いる職員」の下に「並びに勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下「第二号特別養子縁組休暇」という。))を与えられた職員」を加え、「育児短時間勤務職員等」というを「育児短時間勤務職員等」と総称する」に改め、「第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間」の下に「(第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあ

つては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間」を加える。

第五十三条第三項各号、第五十三条の六第一項、第五十七条の六第四項各号、第五十七条の六の二第五項各号、第五十七条の八第四項各号、第五十七条の八の二第五項各号、第五十七条の十一及び第六十条の二中「第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間」の下に「(第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)」を加える。

第六十三条第六号中「いる職員」の下に「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を加える。

第六十六条第二項第二号中「在職した期間」の下に「並びに第一号特別養子縁組休暇の期間(当該第一号特別養子縁組休暇の期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である場合を除く。)」を加え、同項第四号中「の勤務時間」の下に「(第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)」を加える。

第六十八条第四号中「いる職員」の下に「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を加える。

第七十条第二項第二号中「期間」の下に「及び第一号特別養子縁組休暇の期間」を加え、同項第四号中「の勤務時間」の下に「(第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)」を加え、同項第八号中「部分休業」の下に「又は勤務時間条例第十条の二第二項第三号若しくは学校職員勤務時間条例第十一条の二第二項第三号の規定による特別養子縁組休暇」を加える。

第七十二条第四号中「職員」の下に「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を加える。

第七十六条の二十二の二第二項第三号及び第七十六条の二十二の四第二項中「配偶者同行休業をし」の下に「、第一号特別養子縁組休暇を与えられ」を加える。

(教職調整額の支給方法に関する規則の一部改正)

第五条 教職調整額の支給方法に関する規則(昭和四十六年石川県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条中「いる職員」の下に「、石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇を与えられた職員」を加える。

(教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第六条 教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年石川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、育児休業法」を「、学校職員勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この条において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員にあつてはその額に学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法」に改める。

(石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正)

第七条 石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第二号中「期間」の下に「及び石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)第十条の二第二項第一号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇の期間」を加える。

(石川県職員等の修学部分休業等に関する規則の一部改正)

第八条 石川県職員等の修学部分休業等に関する規則(平成十七年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「育児休業をしている職員」とあるのは「育児休業をしている職員、修学部分休業(一)を「及び」とあるのは「、修学部分休業(一)に、「職員」と、を「職員及び」と、に、「高齢者部分休業を」を「及び高齢者部分休業を」に、「とする」を「と、及び」とあるのは「並びに」とする」に改める。

第二十一条第二項第四号中「期間」の下に「及び石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十三年石川県条例第三十八号）第十条の二第二項第一号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十三年石川県条例第三十九号）第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇の期間」を加える。

（平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

第九条 平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則（平成二十七年石川県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「職員」の下に「及び第二号特別養子縁組休暇（勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇をいう。次条第一項第四号において同じ。）を与えられた職員」を加える。

第三条第一項第四号中「場合」の下に「及び第二号特別養子縁組休暇を与えられた場合」を加え、同号イ中「いる職員」の下に「及び第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を、「の勤務時間」の下に「（第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。